

性犯罪の罰則に関する検討会 様

幼少時、未成年時に性的虐待を受けた被害者に対する刑事事件の公訴時効及び民法 724 条の時効・除斥期間の起訴点を成人時(20 歳)までに停止する趣旨の立法化を図るにあたり、検討会の皆様のお力をお借りしたいです。

私は叔父から 3 歳から 8 歳まで性的虐待にあい、小学 3 年生である 8 歳の時に姦淫被害にまであってしまいました。現在 3 年半前より民事裁判にて、10 月の高裁判決では弁護団の先生方をはじめ医師、専門家のお力もあり勝訴にいたりましたが、被告に最高裁に上告され係争中です。

私は親からも虐待を受けて育ち、祖父母のもとで生活する中で、叔父による性的虐待の被害に遭いました。自分で書くと辛いですが、仮に被害のことを知ったとして、親が、当時、私(子ども)のために世間体も近所の好奇の目も恐れず、自分の弟を相手どって刑事告訴したり民事賠償請求することはなく、警察に相談したり、弁護士を探すことは、あり得ませんでした。私は、2011 年の東日本大震災後、初めて被害を父に告白した際、父にはっきり「身内が加害者の場合、警察にもいかないし、裁判なんて起こすなんてできるわけがない。お前さえだまっていれば、目撃者もないのだから事件にならないし、なかったことになる。お金で解決でいいじゃないか。」などと言われました。

文献や調査からも性的虐待にあった、現在もあっている被害者の多くは親からの虐待下にいなから性的虐待に継続的に被害にあっています。「親は子どもを愛するもの」「子どもを愛さない親なんていない」という幻想、希望的観測のもと子どもたちは一番頼り助けてほしい親や親族から性的被害にあい、その被害を親に訴えても身内から加害者なんているはずがない、出すことなどありえない、しまいにはお前がさそったのではないかと逆に非難されます。そういう家庭だからこそ性的虐待はおきるのですから。

なぜ自分は生まれてきたのか、こんな自分が生きている意味なんてあるのだろうか。消えてしまった方がいいのではないかと、打ちのめされ誰も、自分さえも信用できずに被害がやんだ後も過酷な人生を歩んでいきます。

検討会では性的虐待ではなく基本的に他人からの被害への厳罰化という前提かと思いますが、親族間(加害者の大半が実の父親である)の性的虐待は犯罪として立件されることは現時点でもほとんど皆無とっていい状態です。

厳罰化で犯罪が減少する実証データはないのかもしれませんが。厳罰化しようが刑務所内外での治療を徹底しようが性犯罪、殺人がゼロになる日はこないでしょう。子どもへの性的虐待の時効の起算点が延びたからといって、性的虐待もなくなる日はこないでしょう。

加害者の治療も更生プログラムも必要でしょう。しかし、それもまた、治療や更生プログラムをおこなったからといって、犯罪の数が激減するのでしょうか。被害者にとっては加害者が更生したからといって、PTSD の症状やうつ病等は治らないし、苦痛も憎しみは消えません。被害者が望んでいるのは厳罰化です。

私はあきらめたくはありません。現状の法律では性犯罪、性的虐待にあった被害者のほとんどは泣き寝入りのままになっています。

命を削る決意で性的虐待の被害を訴えても加害者の刑があまりに軽すぎて、自分のプライバシーがどこかで漏れてしまうのではないかという不安・恐怖、自分でフラッシュバックを起こさせるような辛くて恥ずかしい被害の体験を多くの人に何度も聞かれる苦痛を我慢し続け、まして勝訴できるかもわからない闘いを起こす被害者はどれだけいるのでしょうか。それは大人になってからの被害者も性的虐待被害者も同じです。

性犯罪が強盗より刑が軽いというのはおかしいのではという観点から検討会が発足したように、性のなんたるかもわからない、親も助けてくれない性虐待の被害者の子どもに被害をすぐに訴えないと時効は進んでいきますよというのはあまりにおかしいと思うのです。

私たちが署名活動を通して陳情をしていく予定ではありますが、性犯罪という被害者からすると人としての尊厳を踏みにじられた殺人同様の犯罪に対し被害者の当然の要望を少しでも叶えたいと目的は一緒かと思えます。ともに協力し合い現状を変えていきたいのです。

可能ならば弁護団とともに一度検討会にも参加し意見を伝える場をもうけていただけるとありがたいです。

ご検討お願い致します。

平成 26 年 12 月 10 日
釧路 PTSD 訴訟原告